

令和元年1月1日

各局区等の長様

行財政局財政担当局長

担当：財政部財政課 3293

財政部契約課 3311

委託化など民間活力を活用する際の留意事項（通知）

本市では、事業費・人件費の削減、民間のノウハウを生かした市民サービスの向上、限られた職員をより政策性、行政専門性の高い分野へ重点的にシフトすること等を目的として、「民間にできることは民間に」を基本とした民間活力の積極的な活用に取り組んでいる。

しかし先日、委託内容の確認、把握が不十分であったため、市民サービスに影響が生じる事案が発生し、本市として、履行状況の確認や管理監督を徹底することが急務となっている。

このため、委託化など民間活力を活用する際の留意事項について、改めて以下のとおり取りまとめたので、周知徹底をお願いする。

記

- 1 民間活力の活用に当たっては、民間事業者にそのノウハウがあるか、経済性、効率性、市民サービスの水準が確保できるか、行政責任を確保できるか等について、事前に十分確認、検討すること。
- 2 委託料等の算出に当たっては、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として適切に見積もること。
- 3 新たな民間活力活用の取組等について、市民の皆様にお知らせする際は、変更内容等の説明だけでなく、その取組の必要性、サービス向上など、民間活力活用の意義をしっかりと伝えること。
- 4 業務の履行については、履行状況の報告、検査等により、契約書や仕様書において取り決めた業務がきちんと遂行されているかどうか、本市において責任をもって管理監督を行うことで、市民サービスに影響が生じないよう徹底すること。
- 5 民間活力の活用によって、意図した効果が出ているかどうかの検証を適時、適切に行うこと。

(参考)

■ 京都市公契約基本条例（抄）

（適正な労働環境の確保並びに維持及び向上）

第10条 本市及び受注者等は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その

他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

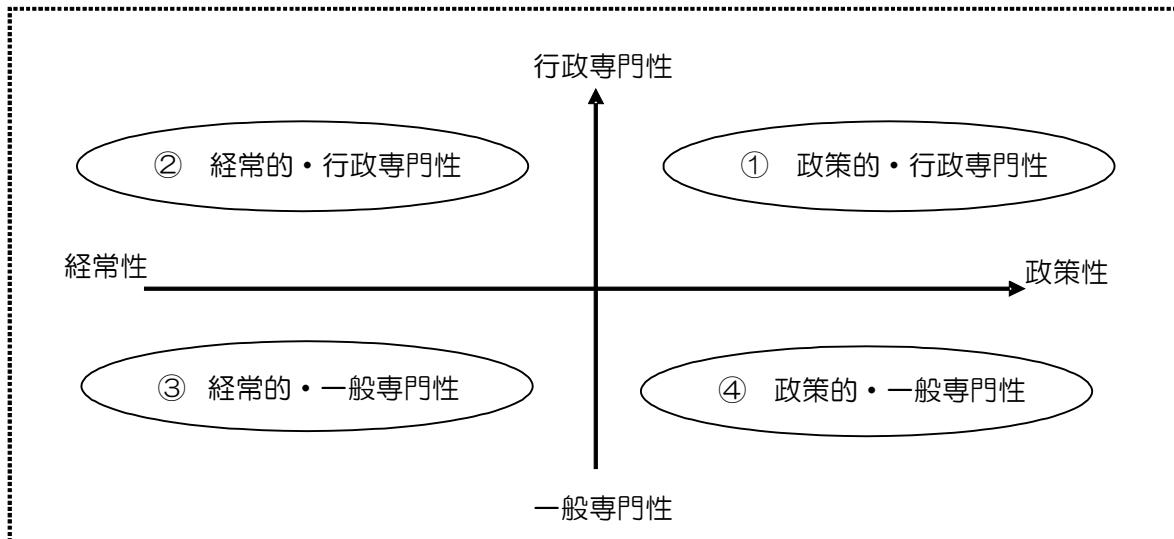
（適正な予定価格等の算出）

第23条 本市は、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正

な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格及び最低

制限価格を算出するものとする。

民間委託の検討対象とするべきかどうかは、「政策性」と「行政専門性」の二つの軸で検討を行う。



※②～④が民間委託の検討対象

①の象限（政策的な判断を伴う度合いが高くかつ行政専門性が必要なエリア）

業務遂行上、行政内部での政策的な判断を伴う度合いが高く、かつそのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務が該当します。

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行するうえにおいて核となる業務エリアであり、行政の内部にその知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエリアです。

②の象限（経営業務の度合いが高く、行政専門性が必要なエリア）

経常的業務が色濃く、政策的意志決定等の要素は希薄であるが、当該業務を遂行するうえで、行政の専門性が強く要求される業務又は行政であるが故に入手可能な情報等が必要とされる業務が該当します。

必要とされる行政専門性を部分的に補完し、その他分離可能な部分についての外部委託を検討すべきエリアです。

③の象限（経営業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア）

経常的かつ一般的なノウハウが要求される業務

業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアです。

④の象限（政策的な判断を伴う度合いが高いが、一般的なノウハウが必要なエリア）

業務遂行上、行政内部での政策的な判断を伴う度合いが高いが、当該業務遂行のためには民間等における一般的なノウハウや、民間が有する特殊技能等が必要とされる業務

行政が直接的に行うか、民間との協働により業務遂行を図るべき業務エリアであり、行政内部にそのノウハウ等を確保するか、又は外部にノウハウを求めるかは個別に判断すべきエリアです。